

福 第 2 4 5 号
令和 5 年 5 月 2 3 日

障害福祉サービス事業者 各位

白岡市健康福祉部福祉課長

新型コロナウイルスの対応に伴う障害福祉サービス等事業所の人員
基準の臨時的取扱いの変更について（通知）

日頃、当市の障害福祉行政の推進につきましては、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的取扱いについては、令和 3 年 8 月 3 0 日付け福第 7 7 7 号において、令和 4 年 3 月サービス提供分までと通知し、その後は当面の間その取扱いを認めるとしたところです。

今般、国では令和 5 年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の「新型インフルエンザ等感染症」に該当しないものとし、「5 類感染症」に位置づけの変更を行いました。

この変更に伴い、当市におきましては、現在の臨時的取扱いを令和 5 年 5 月サービス提供分をもって終了し、令和 5 年 6 月サービス提供分以降については、令和 5 年 4 月 2 8 日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名で発出された事務連絡、新型コロナウイルス感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等についての別紙のとおり取扱うこととしましたので通知いたします。

なお、別紙の連番 3 及び 2 8 に記載された「居宅への訪問でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合」は下記の要件に該当する場合となりますので申し添えます。

記

- 1 利用者及び保護者等に利用者負担が発生する場合があること等の十分な説明を行い、その了承を得ること。
- 2 健康管理や相談支援等に係る助言等を記録し、市の求めに応じ、日報等の記

録媒体を提出できるように準備しておくこと。

- 3 原則 1 日 1 回は訪問による連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。ただし、在宅利用者の日中活動の状況又は在宅利用者の希望等により、1 日 2 回を超えた対応とすることは差し支えないものとする。
- 4 緊急時の対応ができること。
- 5 随時、必要な支援が提供できる体制を確保すること。

担当 障がい者福祉担当

電話 0480-92-1111

内線 162・163